

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月28日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
胎内 警察 署	(略)			胎内 警察 署	(略)		
	乙駐在所	胎内市 菅田	胎内市のうち乙、桃崎 浜、小地谷、山屋、古 館、菅田、平木田、 <u>荒 井浜、富岡、大出、江 尻、地本、八幡、十二 天、高野、土作、横道、 伊徳寺、小出、高野村 新田</u>		乙駐在所	胎内市 乙	胎内市のうち乙、桃崎 浜、小地谷、山屋、古 館、菅田、平木田
	(略)				荒井浜 駐在所 胎内市 荒井浜 胎内市のうち荒井浜、 富岡、大出、江尻、地 本、八幡、十二天、高 野、土作、横道、伊徳 寺、小出、高野新田		
(略)				(略)			
上越 警察 署	(略)			上越 警察 署	(略)		
	柿崎幹 部交番	上越市 柿崎区 柿崎	上越市柿崎区のうち柿 崎、法音寺、金谷、東 谷内、雁海、栃窪、下 中山、山谷、小萱、直 海浜、高寺、阿弥陀瀬、 下小野、柳ヶ崎、角取、 行法、川井、下条、落 合、上金原、桜町新田、 上小野、川田、下金原、 上直海、江島新田、荻 谷、百木、上下浜、三 ツ屋浜、馬正面、坂田 新田、上下浜新田、竹 鼻		柿崎幹 部交番	上越市 柿崎区 柿崎	上越市柿崎区のうち柿 崎、法音寺、金谷、東 谷内、雁海、栃窪、下 中山、山谷、小萱、直 海浜、高寺、阿弥陀瀬、 下小野、柳ヶ崎、角取、 行法、川井、下条、落 合、上金原、桜町新田、 上小野、川田、下金原、 上直海、江島新田、荻 谷、百木、上下浜、三 ツ屋浜、馬正面、坂田 新田、上下浜新田、竹 鼻 <u>上越市吉川区のうち 梶、神田町、長沢、坪</u>

					野内、町田、六万部、 田尻、山方（586・603 番地を除く。）、西野島、 下八幡、竹直、長峰、 大滝、片田、天林寺、 河沢、十町歩、顕法寺、 中谷内、下深沢、山口、 杜氏の郷、原之町の一 部（2559番地から2681 番地まで）	
	(略)			(略)		
	吉川駐 在所	上越市 吉川区 原之町	上越市吉川区全域	原之町 駐在所	上越市 吉川区 原之町	上越市吉川区のうち原 之町（2559番地から 2681番地までを除 く。）、代石、大乘寺、下 町、東鳥越、小苗代、 赤沢、泉、後生寺、伯 母ヶ沢、下中条、川崎、 土尻、泉谷、吉井、下 小沢、山方の一部（586 ・603番地）
				山直海 駐在所	上越市 吉川区 山直海	上越市吉川区のうち山 直海、尾神、大賀、山 中、米山、高沢入、坪 野、川谷、石谷、名木 山、上名木、岩沢、道 之下、福平、長坂、国 田、東田中、入河沢、 東寺、平等寺
	(略)			(略)		
(略)						

附 則

この規則中別表胎内警察署の部の改正は公布の日から、その他の改正は平成26年12月5日から施行する。